
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。11番、川合君から、一身上の都合により本日の臨時会を遅れる旨の届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、令和5年第3回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、北道君、16番、志田君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) 改めましておはようございます。お手元に配付してございます行政報告の資料に基づきまして、私のほうから御報告申し上げます。

初めに、1ページの上段の新型コロナウイルス感染症関係についてでございます。昨日から2類相当から5類に変わったということで、新型コロナウイルス感染症に対する対応につきまして大きな変化があったところでございます。そのような中におきまして、資料としましては一番最後、26ページになりますけれども、これまでのワクチンの接種状況、さらには今後令和5年度におけるワクチンの接種の実施につきまして若干御説明をさせていただきます。

初めに、26ページの上の(1)接種状況についてでございます。4月23日現在の数字になりますが、これまでに2回、1回目、2回目の初回接種と申しますけれども、それを終えた方は2回目

接種の欄を見てくださいと1万7,727人ということで、対象者の86%強ということの状況になってございます。また、昨年9月下旬から初回の接種を終えた町民の方を対象にいわゆるオミクロン株対応ワクチン、この接種を行ってございまして、そのオミクロン株対応ワクチンの接種をした方は、黒く囲ってございます表の中段のところでございますが、表の右側、中段の右側でございますが、その接種者が1万1,794人、率にいたしまして57%強ということになってございます。

続きまして、(2)のところでございますが、令和5年度におきますワクチンの接種、この予定につきまして御説明いたします。まず、1つ、対象者といたしまして2つに分かれますが、①の重症化リスクの高い方、いわゆる65歳以上の基礎疾患を有する方ですとか医療関係者などにつきましましては、この春の開始の接種と、それから秋の接種ということで、本年度2回の接種が可能となっております。①以外の方、それ以外の一般の方でございますが、この方々の接種時期につきましましては、過去に2回接種した方、5歳以上の方全ての方が本年秋、冬、このときに1回の接種をするということが予定されてございます。使用ワクチンにつきましましては、そこに記載されているとおり、秋、冬のワクチンにつきましましては今国において検討中でございますので、何らかの動きがあるかもしれないと考えているところでございます。今後春のワクチンの接種者の方につきましましては、私どものほうから御案内を差し上げ、今まで同様に町内医療機関などの御協力もいただきながら、5月中旬より進めていきたいと考えているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、職員の人事異動についてが2のところでございますが、令和5年4月1日付で職員の人事異動を行ってございます。異動の内容につきましましては、5ページから15ページの資料のとおりでございますが、後ほど時間をいただきまして御紹介をさせていただければと思っているところでございます。

次に、寄付について、1ページの3でございますが、記載のとおり5件の寄付がございました。寄付者の御厚志に感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の上段、4でございますが、工事の仮契約についてでございます。記載のとおり1件の工事に係る入札を行いまして、仮契約を締結いたしております。この詳細につきましましては、16ページに記載してございます。

次に、5でございますが、工事に係る入札の執行について、その状況は記載のとおり12件の工事を3ページの上段にわたり行っております。この詳細につきましても16ページから20ページの資料でございます。

次に、6の委託業務に係る入札の執行状況についてでございますが、3ページから4ページにかけて10件の委託業務に係る入札を行ってございます。これらにつきましまして詳細につきましても21ページから25ページにかけて記載してございますので、後ほどお目通しをいただければと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の文書に記載のとおり、令和5年3月22日に本町の教育、文化及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた1団体に教育奨励賞を贈呈いたしました。詳細については記載のとおり

となりますので、お目通しいただき、説明は省略させていただきます。

受賞者のますますの御活躍を御期待申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時41分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

村田文化振興課長。

[文化振興課長 村田美穂君登壇]

○文化振興課長(村田美穂君) ただいま上程されました報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございまして、令和5年専決処分第2号でございます。なお、専決処分年月日は令和5年2月21日付でございます。

もう一枚おめくりください。内容ですが、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

新ひだか町は、令和5年1月17日に発生いたしました下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額20万9,132円で相手方と和解する。

事件の概要ですが、令和5年1月17日午前10時頃、職員が公用車を運転し、緑町1丁目3番付近の交差点を直進で走行中、路面凍結により後輪が滑り、車両の制御が不能となり、反転しながら対向車線側路肩に駐車中の相手方車両の右フロント部に衝突し、損傷をさせたものでございます。なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手側がゼロで、自動車修理費用を損害賠償額として支払うものでございます。賠償金は、全額町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われます。

今回の事故は、職員の注意不足により発生したものでございまして、誠に申し訳なく、深くおわび申し上げます。今後このようなことが起きないように職員へ改めて注意喚起をし、安全の徹底を図るとともに、交通法規の遵守及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の報告

○議長(福島尚人君) 日程第5、「報告第2号 放棄した債権の報告について」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

千葉税務課長。

[税務課長 千葉憲児君登壇]

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました報告第2号について御説明いたします。

報告第2号は、放棄した債権の報告についてございまして、新ひだか町債権管理条例第17条第1項の規定により別紙報告書のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、債権放棄報告書を御覧ください。今回放棄しました債権の名称、放棄年月日、債務者数、金額、放棄の事由となっております。9つの債権、債務者合計80人、金額は1,712万1,331円でございます。今回放棄しました債権につきましては、死亡や居所不明、破産、生活保護を受けているなどの理由により徴収が見込めない債権及び強制執行等の措置を取っても債務者が無資力の状態にあり、資力の回復は困難で、履行される見込みがないと認められた債権を条例第17条第1項第1号及び第4号の規定により債権を放棄したものでございます。

以上で、報告第2号 放棄した債権の報告についての説明といたします。

○議長(福島尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第6、「議案第1号 工事請負契約締結について(アイヌ民俗資料館改修建築工事)」を議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

斉藤文化振興課参事。

[文化振興課参事 斉藤大朋君登壇]

○文化振興課参事(斉藤大朋君) ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号は、工事請負契約締結についてございまして、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事は、新ひだか町アイヌ民俗資料館の改修建築工事で、予定価格が1億円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、アイヌ民俗資料館改修建築工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約の金額は1億1,858万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,078万円でございます。契約の相手方は、三嶋・マルサン特定建設工事共同企業体、代表者は日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目3番34号、三嶋建設株式会社代表取締役、三嶋克昭、構成員は日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目9番26号、株式会社マルサン建設代表取締役、村田英明でございます。なお、各構成員の出資割合は、三嶋建設株式会社60%、株式会社マルサン建設40%となっております。

1枚おめくりいただき、議案第1号参考資料1を御覧ください。参考資料1は契約書案でござ

います。工事名は、アイヌ民俗資料館改修建築工事、工事場所は新ひだか町静内真歌地内、工期は契約の日から令和6年3月16日でございます。請負代金額は、令和5年5月1日締結の建設工事請負契約の締結に関する契約書に記載の請負代金額、契約保証金は免除としており、以下記載のとおりでございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げますので、もう一枚おめくりいただき、議案第1号参考資料2を御覧ください。参考資料2は配置図でございまして、現況施設の位置関係を示すものでございます。中央の斜線部分がこのたび改修建築工事を実施する新ひだか町アイヌ民俗資料館で、その左隣は令和4年度に改修を終えたシャクシャイン記念館です。以前から御説明しておりますとおり、本工事は新ひだか町アイヌ施策基本構想及び新ひだか町アイヌ施策アクションプランに基づく静内真歌地区を中心地とするアイヌ文化拠点空間の核となる施設整備の一環でございます。令和4年度にシャクシャイン記念館を、令和5年度に新ひだか町アイヌ民俗資料館をそれぞれ改修し、令和6年度に多機能型生活館を新設して、これら3つの施設を渡り廊下でつなぎ、一体化して管理する全施設一斉の供用開始は令和7年度からとなりますことをしつこいようですが、付け加えさせていただきます。

もう一枚おめくりいただき、議案第1号参考資料3を御覧ください。参考資料3は、改修後の平面詳細図でございます。本工事の概要は、アイヌ民俗資料館内外部の建築改修工事一式でございます。構造は鉄筋コンクリート造平家建て、施工規模は延べ床面積376.9平米、内訳は改修工事357.7平米と渡り廊下新築一式工事19.2平米で、工法等は防水改修一式、外壁改修一式、建具改修一式、内装改修一式、塗装改修一式、躯体改修一式です。

改修工事の要点のみ御説明申し上げますと、図の中央、展示室は既存のホール、収納庫、トイレを改修して拡張します。展示室の面積は175.3平米から223.3平米となり、今より若干広くなります。右下の前室は、資料の管理、研究、薫蒸、収納等を行う空間です。これまで管理事務室、研究室、薫蒸室、前室、倉庫、展示用収納庫と細かく区切られていた諸室の間仕切りを撤去して、前室1室とします。前室の面積は1.35平米から62.25平米となります。図の左下、斜線がかけられていないところにあります収蔵庫は、現状の規模で使用してまいります。図の中央上部の斜線がかけられていないところにあります新設渡り廊下は、令和6年度新築予定の多機能型生活館との連絡通路となるものです。

なお、令和5年度の教育行政執行方針として教育長より示されましたアイヌ民俗資料館を改修し、アイヌの人々に関わる文化財を次世代へと確実に伝えるための施設機能の向上とは、このように諸室を統合し、展示空間と作業空間を修復・刷新するとともに、今までできなかった館内の温度や湿度、光の量、空気環境の調整をできるようにして、アイヌの人々に関わる文化財の展示、収蔵環境を整えることを指します。

館内の展示については、繰り返しの説明で恐縮ですが、当初英傑シャクシャイン像を展示することでその所有者や関連団体の了承を得ており、展示イメージまで公表しておりますが、実施設計に入る直前に所有者よりアイヌ民俗資料館内には置けないという意向が示されまして、所有者らと協議をした結果、展示しないこととしましたので、展示計画の練り直しから実際の展示まで展示に係る全ての作業を建築改修工事終了後の令和5年度末から開館直前の令和6年度末までに専門の業者に外注することなく、文化振興課の職員が自前で行います。

もう一枚おめくりいただき、議案第1号参考資料4を御覧ください。参考資料4は、改修後の

天井伏図でございます。屋根の形状に変更はございません。

もう一枚おめくりいただき、議案第1号参考資料5を御覧ください。参考資料5は、改修後の立面図でございます。右上の建物の側面図を御覧ください。ゼロカーボンの取組として、建物の外壁に太陽光パネルを新設します。

以上、議案第1号についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 工事請負契約締結について(アイヌ民俗資料館改修建築工事)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第2号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第2号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、主にエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する取組を対象とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の特別枠となる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、いわゆる重点交付金の増額分として推奨事業分及び低所得世帯支援枠分、合わせて1億8,093万8,000円が当町に対して配分されたところでございまして、今回このうち1億1,767万円の重点交付金を活用した事業の予算計上するもののほか、地域全体で再エネ・省エネ推進に取り組むための計画策定経費及び令和4年度にも実施しておりますが、低所得の子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきまして予算計上しようとするものでございます。

なお、今回の補正に伴う重点交付金の推奨事業分の残額が6,300万円程度となりますが、残りの

交付金の使途につきましては今後の補正予算において引き続き支援等が必要となる事業の財源へ充当してまいりたいと考えてございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第2号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,642万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億8,444万8,000円にしようとするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

内容につきまして歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般6ページをお開きください。3歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、13目 地方創生費では1億5,095万9,000円を追加しようとするものでございます。事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、事業内容につきましては一般の10ページから12ページに参考資料を添付してございますので、こちらの資料と併せて御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。事項別明細書6ページ、事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業の1つ目、まちづくり推進課分では、物価高騰対応エネ設備導入事業補助金で1,000万円の計上でございます。事業内容は、10ページの参考資料に参りまして、①物価高騰対応省エネ設備導入事業でございますが、当事業につきましてはコロナ禍においてエネルギー価格の高騰の影響を受けている医療・介護・保育施設及び地域観光事業者をはじめとする商工業者を支援することにより、継続的な事業運営と生産性の向上を図ろうとするもので、(1)は医療・介護・保育施設内の照明器具をLED化するために必要となる経費について対象となる下限額を10万円とし、対象経費の2分の1について上限額20万円まで補助しようとするものでございます。

(2)は、町内に事業所や工場、店舗等を有している地域観光事業者をはじめとする商工業者の既存事業を再構築する際に必要となる省エネ設備の導入経費や備品購入費について対象となる下限額を30万円とし、対象経費の2分の1について上限額50万円まで補助しようとするものでございます。

事項明細書6ページになりますが、事業目の2つ目、総務課分では270万8,000円、3つ目の福祉課分では1億454万2,000円、合わせて1億725万円の計上でございます。事業内容は、12ページの参考資料に参りまして、⑧エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給事業でございますが、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり3万円を支給するもので、対象者は令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯でございます。事業費の内訳ですが、事項別明細書6ページになりますが、事業目の2つ目、総務課分では当該事業に従事する職員に係る人件費を207万8,000円計上し、その他に関連する事務費を福祉課分へ計上してございまして、対象となる3,300世帯分の給付金9,900万円のほか、システム改修費及び支給対象者への案内文等の印刷、発送等に係る事務経費を計上してございます。なお、本事業の財源ですが、今回低所得世帯支援枠として交付されている額は、国の算定基準となる世帯数に0.7を乗じた値を基に算出されているため、不足分に対し一般財源を充当しておりますが、今後予定されております令和5年度分の住民税非課税世帯数等調査後に差額分が追加配分される見込みとなっております。

事項別明細書7ページに参ります。事業目の4つ目、生活環境課分では再エネ導入・省エネ推進計画策定業務委託料として440万円の計上でございます。事業内容は、現在のエネルギー価格の高騰を受け、地域全体で省エネ対策に取り組むための基本的な方針を定めるとともに、カーボンニュートラルの実現に向け二酸化炭素削減に係る目標を検討し、具体的な再生可能エネルギーの導入や省エネルギー推進施策の取組を検討し、地域が一体となった脱炭素、省エネ活動を展開することでエネルギー価格の高騰対策や温室効果ガスの削減、新型コロナウイルス感染症後における新たな地域経済構造の転換や好循環の実現を進めるための経費でございまして、本事業の財源として二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を330万円充当しております。

事業目の5つ目、農政課分では4つの事業がございまして、合わせて1,874万2,000円の計上でございます。1つ目の黒毛和牛道外出荷運賃高騰対策事業補助金では63万5,000円の計上でございます。事業内容は、11ページの参考資料に参りまして、上段の④黒毛和牛道外出荷運賃高騰対策事業でございまして、燃油価格の高騰により黒毛和牛の東京市場への出荷運賃に影響が出ていることから、黒毛和牛肥育農家に対して価格高騰分の2分の1を農業協同組合を通じて支援することで継続出荷を維持し、安定的な経営を図ろうとするものでございます。

事項別明細書7ページになりますが、農政課分の2つ目、施設園芸生産出荷経費高騰対策事業補助金では656万円の計上でございます。事業内容は、10ページの参考資料に参りまして、中段の②施設園芸生産出荷経費高騰対策事業でございまして、生産出荷経費の高騰を大きく受けているトマトや花き生産農家に対して、苗と出荷運賃に係る経費高騰分の2分の1を農業協同組合を通じて支援することで各市場への安定した出荷を維持し、安定的な経営を図ろうとするものです。

事項別明細書の7ページになりますが、農政課分の3つ目、粗飼料転換支援事業補助金では232万2,000円の計上でございます。事業内容は、10ページの参考資料に参りまして、下段の③粗飼料転換支援事業でございまして、安定的な畜産物生産に必要な配合飼料が高止まりしている現状で、その影響を大きく受けている酪農経営農家の配合飼料の使用量を低減させる取組として配合飼料から牧草への粗飼料の転換を進めるため、町有牧野を利用する農業者に対し入牧使用料の2分の1を農業協同組合を通じて支援することで農家経営の負担を軽減し、安定的な経営を図ろうとするものです。

事項別明細書7ページになりますが、農政課分の4つ目、酪農経営特別支援事業補助金では922万5,000円の計上でございます。事業内容は、11ページの参考資料に参りまして、中段の⑤酪農経営特別支援事業でございまして、コロナ禍における乳製品の需要の低下と電気料金等の高騰に伴う生乳を保管するバルククーラーや搾乳機に係る電気料や集荷運賃の上昇などにより酪農経営に大きな影響を受けていることから、これらの経費高騰分の支援と品質確保のため、バルククーラー内の乳温を自動的かつ継続的に記録できる自動検温器の導入経費の2分の1を農業協同組合を通じて支援することで農家経営の負担軽減や省力化と安定的な経営を図ろうとするものです。

事項別明細書の7ページになりますが、事業目の6つ目、水産林務課分は2つの事業がございまして、合わせて1,056万7,000円の計上でございます。1つ目の水産物加工施設電気料金高騰支援事業補助金では394万4,000円の計上でございます。事業内容は、11ページの参考資料に参りまして、中段の⑥水産物加工施設電気料金高騰支援事業でございまして、電気料金の高騰の影響を大きく受けている日高町にあります水産物冷凍加工施設を所有するひだか漁協に対して、電気料

金高騰分に新ひだか町の水揚げ量率76%を乗じた額の2分の1を支援することにより、町内水産業及び組合員への影響緩和と事業の継続を図るものです。

事項別明細書7ページになりますが、水産林務課の2つ目、林産業エネルギー価格高騰対策支援事業補助金では662万3,000円の計上でございます。事業内容は、11ページの参考資料に参りまして、下段の⑦林産業エネルギー価格高騰対策支援事業でございますが、電気料金の高騰により製材コストが増加している中で、さらに安価な輸入材の市場流通により製材取引価格の価格転嫁を進めることが難しい状況にある製材業者に対して、製材工場の電気料高騰分の2分の1を支援することで町内の林業の衰退を防ぎ、安定的な経営を図ろうとするものです。

以上、6事業目になりますが、事業費の合計が1億5,095万9,000円となりまして、本事業の財源として地方創生臨時交付金の重点交付金1億1,767万円と二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金330万円を充当しております。

3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費では1,547万円の追加でございます。事業目6 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、総務課分で79万5,000円、2つ目の福祉課分では1,467万5,000円、合わせて1,547万円の計上でございます。食料品価格等の高騰による影響を特に受ける低所得の子育て世帯への生活支援として特別給付金を支給するもので、支給対象者ですが、1つは令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯、もう一つは住民税非課税世帯相当の収入になった世帯、いわゆる家計急変世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給しようとするものでございます。事業費の内訳でございますが、事業目の1つ目の総務課分では当該事務に係る職員の人件費を79万5,000円計上し、その他に関連する事務費を福祉課分に計上してございまして、給付金1,235万円のほか、システム改修費及び支給対象者への通知文等の印刷、発送に係る事務経費を計上してございます。なお、本事業の財源として国からの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,235万円、同じく事務費補助金312万円を同額充当してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

なお、8ページ、9ページに給与費明細書を添付してございますが、説明については省略させていただきます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、一般の5ページにお戻りください。2 歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として御説明してまいりましたので、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、今回の収支調整につきましては、11款、1項、1目 地方交付税で2,998万9,000円の追加で行っております。

以上、議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、北道君。

○15番(北道健一君) 歳出の7ページ、上から2つ目になりますが、新型コロナウイルス感染症対策事業、農政課分の中にあります酪農経営特別支援事業補助金についてお聞きをしたいと思います。参考資料11ページに見込み戸数17戸となっておりますが、新ひだか町全酪農経営者が対象かどうかをまずお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 酪農経営特別支援事業の対象戸数でございますけれども、17戸は新ひだか町の酪農家全戸数を対象としてございます。

○議長(福嶋尚人君) 16番、志田君。

○16番(志田 力君) 物価高騰対応省エネ設備導入事業のところで、医療・介護・保育施設照明器具LED交換支援となっているのですけれども、既にLEDを導入している施設は結構あるような気がするのですけれども、もう少し幅広くLEDに特化しないで省エネに関する何かそういった器具だとか機械類とかと認めれば、LEDではなくてもいいような気がするのですけれども、LEDを施設が既に導入してしまっているとすれば、そこら辺利用できるところとできないところの不公平みたいなものが出てきませんか。

それと、その下のもう一点の事業者に向けた省エネ設備導入支援なのですけれども、これまでいろいろなこういった国・北海道あるいは町の支援策を使って設備導入をしたところ結構あると思うのです。それで、一般質問でも申し上げましたけれども、自己負担分の返済に充てる部分だとか運転資金に回す部分だとかが逼迫しているのです。それで、上の部分もそうですけれども、補助率を3分の2とかそういった形にはできませんか。それでないと、今この時点になると物すごく使い勝手の悪い2分の1の補助になってしまうようなことになりかねないと思うのですけれども、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、1点目のLED化の部分なのですけれども、おっしゃるとおり、我々が聞き取りの範囲で把握したところによりますと、こういった対象施設の中でも既にLED照明に替えたというところは一定程度あるとお聞きをしております。我々この医療・介護・保育施設、この中には高齢者ですとか障がい者の福祉施設なんかも含まれているのですが、約100程度の施設を想定しております、この1,000万円のうちの内訳を説明させていただきますと、1番のLED化については約700万円を内数として見ております。その積算としては、この上限の20万円の35施設ということで、全対象施設の約3分の1ちょっとを見込んでおります、その理由としましてはなかなかLEDができないといったような小規模の事業所もあるかということもありまして、この機会にまだ進んでいない事業者についてLED化の照明を推進して、少しでも省エネに寄与していただければということで今回こういった設定をさせていただいております。

それから、2番目の補助率につきましては、この補助率の考え方につきましてはいろいろあるかと思えます。これまでは3分の2程度の補助率のこういった支援制度も考えておりましたが、今回ここに説明させていただいております他の農業経営も含めまして2分の1ということで統一をさせていただいたという経緯がございます。

私からは以上になります。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 何点か質問させていただきますが、6ページの上段のまちづくり推進課の物価高騰対応省エネ設備導入事業補助金ですか、今志田議員からも質問ありましたけれども、この2つ目の省エネ設備導入の関係ですけれども、ここに資料で設備機械の導入ですとか備品購入、工事費等となっていますけれども、具体的にどのようなものを想定しているのかを伺いたいと思います。

それから、2点目に、7ページが一番下、子育て世帯生活支援特別給付金、これは令和4年度に受給した世帯、それから住民税非課税相当の収入となった世帯、こういうことです。それで、予算の1,235万円ですけれども、世帯数というか、人数でいうと5万円ですから247人と。令和4年度を受給世帯と非課税相当、これの世帯数、それから人数、この内訳どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、資料の12ページの⑧のエネルギー関係の1億725万円、これは総務課長の説明ですと国の基準で7割相当の交付金充当と、こういうふうに私理解したのです。それで、この予算の地方創生費の一般財源2,998万9,000円、これが残りの3割分と、こういう理解でいいのかどうか。というのは、⑧以外のものは臨時交付金が全額充当されているという考え方でいいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、歳入で地方創生臨時交付金1億1,767万円、5ページです。これは、たしか全員協議会の説明時に1億8,093万8,000円の重点交付金が国から来ると、こういう説明でありましたので、この差額の6,326万8,000円、これは留保財源、こういうふうになると思うのです。その確認と、残りの6,300万円、これは6月定例会で補正として上がるのかどうか、この辺の確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、私からは、1点目の物価高騰対応省エネ設備導入事業の(2)の部分の事業再構築に受けた省エネ設備等導入支援の具体的な事業内容ということでありまして、我々商工会等とどういったものがあるのかということをお聞き取りしている中では、例えば食品加工製造等に係る機械の導入ですとか、それから冷凍冷蔵設備の増強、あるいは3Dプリンターで加工するような、そういった機器、そういったものの導入とか様々なものが上がっております。実際そういったものが上がってくるかは別として、こういった再構築に係る、なおかつ省エネに資するような設備等が導入されるというものに対して補助を想定してございます。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 2点目の御質問の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の関係につきましてでございますけれども、支給対象ごとの予算の内訳ということでございますが、令和4年度の給付金の受給世帯は104世帯でございます、対象児童の人数で申し上げますと190名でございます。このほか住民税非課税相当の水準となった家計急変世帯につきましては、32世帯57名分を見込んでおまして、合計で136世帯247名分を見込んでございます。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤礼二君) 木内議員の一般財源の内容でございますが、福祉課分の8番目のエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給事業のこれに係る一般財源の部分ですけれども、2,858万円をこの事業の不足分の一般財源として充当しております。残りにつきましては、生活環境課分の委託経費の一般財源分の110万円、あと他の事業におきまして若干財源調整で20万円から30万円程度の一般財源を充当で調整しております、合わせまして2,998万9,000円の一般財源となっております。

あと、重点交付金の残額分の関係でございますが、交付金の残額につきましては、今回3,900万円充当ということで残りが6,326万8,000円となっております。この重点交付金の通知が3月29日

という本当にぎりぎりの時期に通知がございまして、約1か月に満たない程度の期間で取り急ぎ実施したいということの事業を今回予算計上させていただいております。現在6月補正分の照会を各課にかけておりますので、その中で残りの財源を有効に活用しながら、事業のほうを実施してまいりたいと考えているところです。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 2つあるのですけれども、まず1つ目が臨時交付金活用事業の中の物価高騰対応省エネ設備導入事業の関係ですけれども、これは期間というのは1年間なのかどうか。それと、手続というのは町のほうに真っすぐ来るものなのか、商工会を通すものなのか。事業再構築に向けての部分につきましてはそのことについてと、先ほどお話しされました地方創生臨時交付金の関係で、今回使われなかった6,300万円、これ次回にいろいろ考えていきたいというお話を今聞きましたけれども、今実際一般生活も大変厳しい中で、町民大変だということでお聞きしておりますので、できればそういう方向の考えというのはないのかどうか聞きたいのですけれども。分かりますか。もう一回言いますか。すみません。残りの交付金の関係なのですけれども、一般町民の方々も本当に経済大変な中やりくりしながら生活をされているのですけれども、そういう方々に対する支援という考えはあるかないかお聞きしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは、1点目の物価高騰対応省エネ設備導入事業の中の期間です。事業の期間としては年度内、ただ補助事業のため国の交付金を活用しているので、2月いっぱいぐらいまでの事業が対象になるかなということで今は考えてございます。

それから、事業については、商工会は通さずに町のほうで直接交付の申請を受けようと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 柴田総務部長。

○総務部長(柴田 隆君) 2点目の残りの6,300万円何がしのお金をいわゆる一般家庭への生活支援に使えないのかという御質問だと思いますので、ちょっと幅広いので、私のほうから御答弁申し上げますが、建部議員おっしゃっていることはすごく理解はします。一般家庭もいろんな面で負担を強いられているところは理解しますが、今市町村に配分されている財源の中でそこにアプローチできるかということ、恐らく難しいのだと思っております。ここは国策の中できちんとケアしていただかなければ、なかなか市町村が一般家庭の一般生活費まで支援金を入れられるかという難しいのかなと思っておりますので、この6,300万円はまだ使い道決まっておりますけれども、一般家庭に使うことは今のところ考えてございません。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第2号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」及び「議案第4号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千葉税務課長。

[税務課長 千葉憲児君登壇]

○税務課長(千葉憲児君) ただいま上程されました議案第3号及び第4号について御説明いたします。

初めに、議案第3号は「新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」でございまして、新ひだか町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町税条例の一部を改正する条例でございまして、

改正する条例の詳細につきましては、条例改正説明要旨により御説明いたしますので、恐れ入りますが、10ページをお開きください。本条例改正につきましては、令和5年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき関連する条文の改正を行うものでございます。

主な改正点について御説明させていただきます。まず、改正概要の1番目は、個人町民税関係でございまして、1点目は、個人町民税の徴収方法等の見直しでございまして、改正条文は第38条関係でございまして、改正内容につきましては、森林環境税の導入に伴いまして個人町民税の均等割と併せて国税である森林環境税を徴収するものでございます。

次に、2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長でございまして、改正条文は附則第8条関係でございまして、改正内容につきましては、売却価格が100万円未満の肉用牛の売却所得に対する個人町民税の免除の適用期限を令和9年度まで延長するものでございます。

続きまして、改正概要の2番目は固定資産税関係についてでございまして、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の軽減措置の創設でございまして、改正条文は附則第10条の2関係でございまして、改正内容につきましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の固定資産税について3分の1とする減額措置を講ずるものでございます。

続きまして、改正概要の3番目は軽自動車関係でございまして、種別割の特例、グリーン化特例の延長でございまして、改正条文は附則第16条関係でございまして、改正内容につきましては、より環境性能のよい車両の普及を促進する観点から、燃費性能等の優れた軽自動車を新車で取得された翌年度の種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減する適用期限をおおむね25%軽減の営業用自動車にあっては2年、当該営業用自動車以外の軽自動車は3年それぞれ延長するものでございます。

最後に、施行期日等でございますが、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用となり

ます。ただし、個人町民税の徴収方法等の見直しについては、令和6年1月1日から施行となります。

以上で、「議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第4号についてご説明いたします。議案第4号は、「新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」でございまして、新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

次のページをお開きください。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、3ページの条例改正説明要旨を御覧ください。本条例につきましては、令和5年3月31日に公布されました「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき関連する条文の改正を行うものでございまして、改正概要につきましては課税標準の特例に係る条項の整理でございまして、改正条文は条例附則第3項から第7項及び第16項関係でございます。

改正内容につきましては、地方税法の改正による課税標準の特例条項の廃止に伴い対象となる条項の整理を行うものでございまして、今回は項番号のずれに伴う整理ですので、詳細な説明は省略させていただきます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行とし、令和5年4月1日から適用となります。

以上で、新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 静かにしてください。

これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第3号及び議案第4号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに、「議案第3号 新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。
報告事項のみについて質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
以上で、令和5年第3回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。
どうも御苦労さまでした。

(午前10時40分)